

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和7年11月11日	四国汽船(株)	香川県香川郡直島町	安全確保命令	令和7年8月1日、四国汽船株式会社の旅客船「THUNDER BIRD」が、船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて旅客を搭載し、宮浦港から高松港まで船舶を運航していたことについて、令和7年8月4日に当該事業者から報告があった。 同年8月22日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、船舶安全法等に違反する事実が確認された。 同年11月11日、四国運輸局は同者に対し、「船長は、船舶安全法第18条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客其の他の者を搭載しないこと。」を含む安全確保命令を行った。	①船長は、船舶安全法第18条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客其の他の者を搭載しないこと。 ②経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 ③経営トップは、海上運送法第10条の3第5項及び安全管理規程第10条及び第11条に基づき、運航管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ること。 ④安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ⑤運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑥安全統括管理者は、安全管理規程第21条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議し、経営トップは、規程の変更を決定すること。 ⑦運航管理者は、安全管理規程第30条に基づき、乗船した旅客数を必ず船長に連絡すること。 ⑧船長は、安全管理規程第31条に基づき、発航前検査を終え出港するとき等は、必ず運航管理者に連絡すること。 ⑨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、安全管理規程第35条及び作業基準(旅客船用)第7条に基づき、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して(副)運航管理者及び船長に報告すること。	29点	40点